



第2章

第三次緑の基本計画・ 生物多様性戦略策定 に向けた課題と方向性



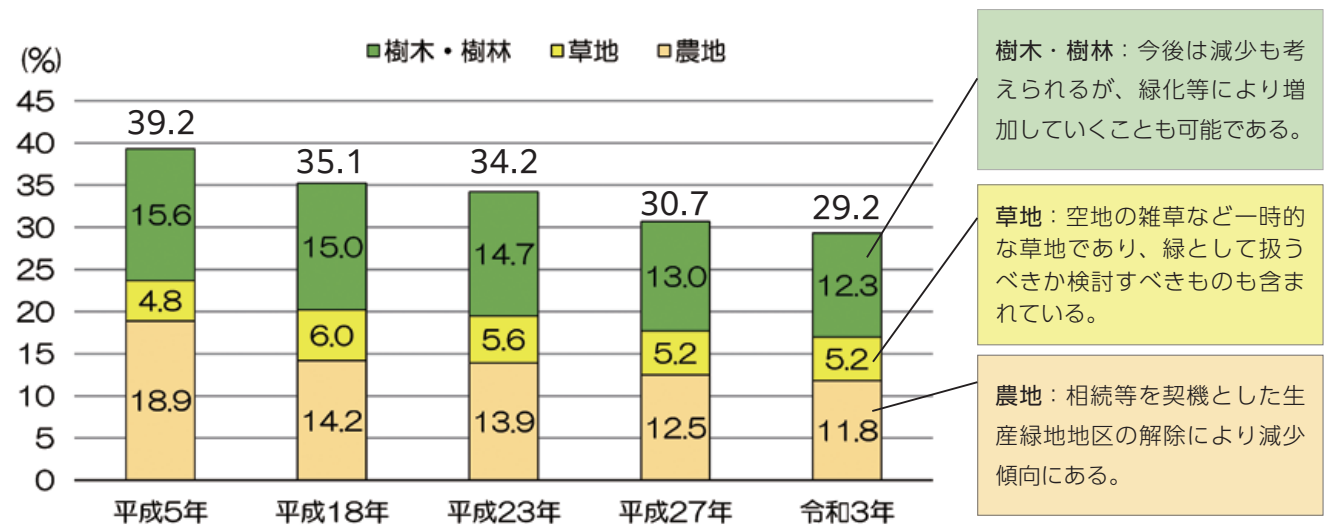
第2章

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定に向けた課題と方向性

第二次緑の基本計画中間見直し・生物多様性戦略を推進する中で、全体目標として掲げた“緑で覆われた土地の占める割合を表す”緑被率は、樹木・樹林及び農地の減少に伴い低下しました。また、市民一人当たりの公園緑地等の面積といったそれ以外の全体目標もこの期間内には目標を満たせませんでした。生きものの保全に関する新たな方針や、市民活動の参加者の固定化の解消といった計画の推進体制の強化も必要となっています。

(1) 緑に関する取り組み

第二次計画における目標であった緑被率の維持ができませんでした。民有の雑木林や農地が減少する理由として所有者の相続に伴い売却され宅地化されるケースが多くあり、雑木林ではカシノナガキクイムシが病原菌を増殖させることで発生する「ナラ枯れ」による樹木の枯死が確認されました。また、生産緑地地区の2022年問題といった、さらなる農地の減少が懸念されています。



※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります

生物多様性の認知度

緑の減少を食い止めるためには、さまざまな方策を組み合わせる必要があります。

農地の保全のためには、「東久留米市農業振興計画中間見直し」に基づき計画的な保全に努めます。

また平成28年3月に策定した「東久留米市緑地保全計画」を、引き続き本計画の重点施策に位置付け、取り組みを継続します。

緑の減少が続いている状況では、確保すべき緑を明確に保全する「緑地保全計画」に基づき、確保を進める必要があります。用地確保の財源となる資金(みどりの基金)を充足させる仕組みの検討や、不足する財源を補うため、別の財源や国や都の補助制度の活用を検討する必要があります。

市街地化の進行等により、落ち葉が近隣への迷惑となって樹木の所有者の負担が大きくなり、樹木を伐採せざるを得ないケースもあります。保存樹木等補助制度・緑地協定制度等の所有者のメリットにつながる制度のあり方の検討と、広く市民の緑に対する理解を促すことが必要です。

第2章 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定に向けた課題と方向性

(2) 公園緑地の整備に関する取り組み

公園緑地の確保目標面積は、市民1人あたり5㎡に対して、令和3年度時点で3.52㎡にとどまっており、当初の目標には達していません。公園緑地を確保するためには、市における公園整備と合わせて、都立六仙公園の早期の全面開園に向けて東京都に協力するとともに、宅地開発等や大規模集合住宅の建て替え時に公園を効果的に配置できるよう開発事業者等に要請する必要があります。

また、公園緑地の、より一層の発展性や将来の可能性を引き出せるよう、①社会状況の変化等に柔軟に対応したサービスを提供し続ける②民間との連携を加速する③多種多様に使いこなすとの視点をもって、既存公園も含め、今後の公園緑地のあり方を検討していきます。また、防災拠点としての整備、バリアフリーに配慮した整備を行うことが十分進んでいないため今日の整備基準等に適合する整備が必要になります。樹木の高木化・老木化が進み林床植物などの生育が阻害されるとともに、近隣の住環境への危険性が増しています。公園施設等の老朽化や樹木の高木化・老木化への対策には、現状把握と更新・再整備のための財源を確保する必要があります。

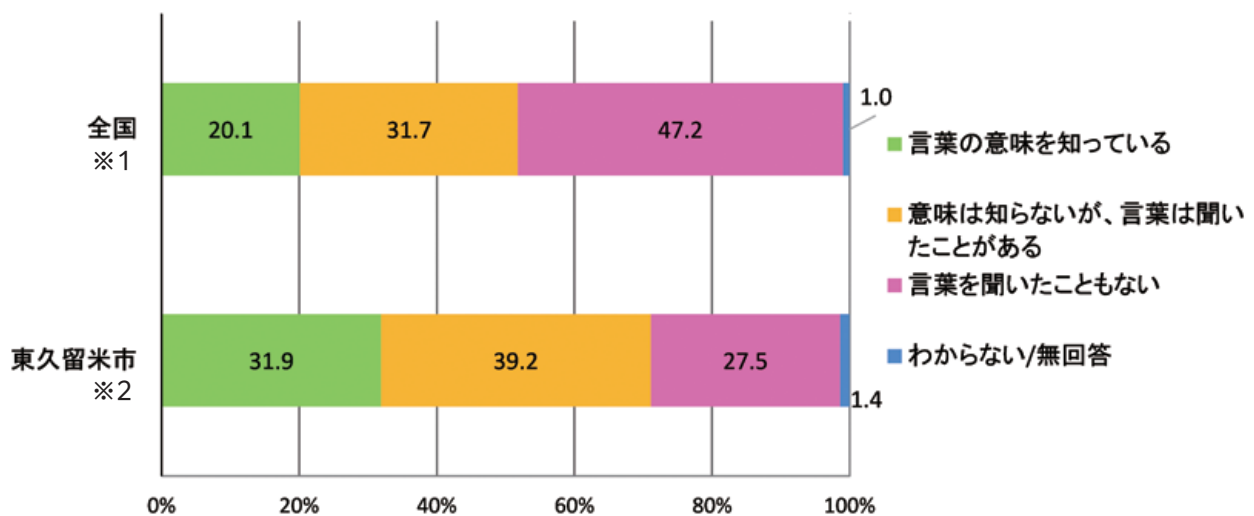
(3) 生物多様性保全に関する取り組み

市内で見られる動植物の種類の変化(減少)は、緑の減少など、土地利用の変化と関連付けられます。市内には多くの水と緑が分布していますが、生物多様性の保全のためには、拠点となる緑の整備と、生きものが行き交うことのできるよう繋がりを確保するとともに、市内の希少種をできる限り保全していくには、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを行う必要があります。また、特定外来生物などによる生態系のかく乱が懸念されるため、対策が必要です。

加えて、保全のための市民の意識を向上させる必要があります。生物多様性の言葉の意味を知っていると回答した人は、平成28年度の23.2%から増加して31.9%（令和4年度）となり、全国平均を上回りますが、いまだに全体の7割近く of 市民に浸透していないことから、更なる認知度の向上が望まれます。

こうした生物多様性の保全に向けて、生きものモニタリングを継続することで現状を把握し、その結果を踏まえて市民・事業者・行政が一体となった方針を定める必要があります。

生物多様性の言葉の意味を知っているか



※1 「環境問題に関する世論調査」(令和元年度、内閣広報室)

※2 「令和4年度 市民アンケート調査」(令和4年度、東久留米市)

生物多様性の認知度



(4) 計画の推進体制の強化

① 市民活動の拡大

これまでに行われてきた市民の活動によって、市の水と緑は保全・維持されてきていますが、その中心となっている多くの市民団体において参加者の固定化が進んでいるほか、団体への加入者が減少・高齢化の傾向にあります。市民活動が継続して展開できるよう、現在の活動の支援を行うとともに、活動の趣旨への理解を広め、幅広く次代の人材を募る方策の確立が必要です。

② 基礎調査の実施やデータの共有化と活用

計画を確実にかつ効果的に実施するためには、緑化の状況、生きものの生息・生育状況、湧水・地下水の仕組みの把握など、それぞれの施策に関わる基礎調査を適切かつ継続的に行うため、調査にあたっては、市民やその他の実施機関との協働や共有・集積の必要があります。また、こうした情報を適切な手段で発信する必要があります。

③ 関連計画の策定・見直しや根拠法令の改正への対応

第二次緑の基本計画中間見直し以降、関連計画の策定・見直しや、根拠法令の改正等が行われました。上位関連計画との連携及び整合を図り、関連法改正等の状況を踏まえて、取り組みを進めることが必要です。

④ 実効性のある計画の策定

市全域に市街地が広がり続けている反面、緑は人の心にやすらぎをもたらすなどの効果があるため、市街地にこそ質の高い緑を創出する必要があります。そのために、太陽の光を入れて緑の若返りを図ることを目的として、既存樹木の伐採等を伴う場合があります。

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の実効性を確保するために、こうした緑を取りまく課題を的確に把握した上で計画を策定します。

また、限られた財源で計画を実行していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

コラム 5

なぜ生きものと生息地を守るのか？ (生物多様性)

私たちは、湧水と緑と農の恵み豊かな東久留米を誇らしく思っています。その環境に魅力を感じて転入してきたという声も聞きます。私たちは、それが当たり前、放っておいても存続するように思いがちです。しかしその恵みは、はるか縄文時代から地域で湧水と緑と生きものを守り育ててきたものなのです。

東久留米市の樹林地や農地から浸透した雨水を源として、崖線などから湧き出た地下水の安定した水温、地温、気温は人々の住みやすさにつながっています。それらをもたらしている景観も、私たちに身近な恵みの一つですが、その景観はそれぞれの場(大気、水、土、地形など)で、その特性に応じて生育・生息する生きものと、その生きもののかかわりでつくられている多様な生態系の姿です(生物多様性：用語集参照)。さらに、それらは酸素や土、食料や薬、木材など、ヒトの存続にも必要な恵みを提供してくれています。

自然環境と多様ないのちは、それぞれの生活の場において、食を通じて複雑につながっています。はるか古代、雑食性であるヒトは、火を使うことで地球規模の環境変動を切り抜けてきました。しかし、この半世紀の都市化によって消費者として肥大化した人は、安定した食料供給を確保するため、単一作物の農作物・家畜生産によってその生活を維持するようになりましたが、気候変動や災害などで築き上げてきた生活を失ってしまうかもしれません。そのときのために、生きものとその生育・生息地をできるだけ多様な形で残しておくことが必要です。自然の持続的な循環・再生を考えずに、自然からの恵みを消費するばかりとなっては荒廃をもたらしかねません。農産物をはじめ自然の恵みに対して私たちは謙虚に向き合う必要があるのではないのでしょうか。

これまでには、市内では様々な市民活動が実施されてきました(コラム12 水と緑と生きものに関わる市民活動について を参照)。このような活動は、生きものの生育・生息地の保全・回復につながっています。今後も活動の灯を絶やさずに、多様な生きものすみかでもある地域に残された水と緑と土を保全し、身近な緑を増やしていきましょう。



落合川最上流の湧水



南沢緑地保全地域



ゲンヤンマ



タチツボスミレ



コラム 6

生物多様性と持続可能な地域づくり

近年、世界中で多様な生きものの絶滅が急速に進んでいます。日本でも野生動植物の約3割が危機に瀕しています。その要因としては、開発や乱獲、環境汚染、外来種による生態系のかく乱、そして地球温暖化がもたらす地球環境の変化などがあげられます。地球は水の循環、食物連鎖、大気の循環など様々な循環により多様な生態系を生み出しています。人間はその生態系の一員として飲料水や食料、木や燃料といった生きることに必要なものを得ています。この問題に適切な対策を取らなければ自然環境や生態系の損失を加速させ、それに直接あるいは間接的に依存している私たちの社会経済活動にも大きなリスクとなると考えられています。このようなことから、経済発展の重視に偏った社会経済活動の在り方を見直し、環境と社会経済活動のバランスがとれた持続(維持)可能な地域づくりを目指す仕組みづくりや取り組みが進んでいます。(資料編9 SDGs、気候変動など解説 も参照)

気候変動の影響と生物多様性の損失は、人間社会にとって最も重要な課題であり、それらはお互い密接に関連しています。

気候変動対策で日本は、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明し、グリーン成長戦略やGX(グリーン・トランスフォーメーション)などの様々な政策が講じられています。地域においても地域脱炭素を環境問題としてのみ捉えるのではなく、環境・経済・社会が統合的に向上することを目指す、持続可能な地域づくり政策へとシフトしています。

生物多様性についても、社会経済活動そのものを、自然を守り活かす方向へ移行し、マイナスからプラスに転じていこうとする考え(ネイチャーポジティブ)が広まっています。G7は2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるとコミットし、実現に向けて自然資源の持続可能な利用とともに自然に投資してネイチャーポジティブな経済の促進を掲げています。それを受けて日本でも取り組みが始まっています。

このような時代において、東久留米市がこれまで環境汚染や都市化による土地利用変化にさらされながらも、市民・事業者・行政が一体となって守り育ててきた豊かな緑と生物多様性は、大切な資産であり非常に大きな意味を持ちます。今後はその価値を活かして街の魅力をさらに高めながら、継続的な生物多様性の保全や気候変動対策の推進を通じて、持続可能な地域づくりを積極的に進めていくことが期待されます。